

家族申告プログラム助言機関への相談について

家族申告プログラム（同意書なし）の申込みがあり、その受付判断について、助言機関への相談を希望する店舗各位は、下記の通り、相談申込みをお願いいたします。

なお、相談申込みは、貴店の所属するホール関連団体にて受付けます。その他、ご不明な点につきましても、所属の団体までご確認ください。

記

1 助言内容

家族申告プログラム（同意書なし）について以下の助言を行う。

- ① プログラムの申込みに対する受付可否
- ② プログラム申込受付後、本人から意見書が提出された場合の対応

2 申込みに必要な書類

- ① 「家族申告プログラム（同意書なし）相談申込書」（以下、相談申込書）
- ② 相談内容に応じた以下の書類
 - (1) 「生活支障書類」（家計全体の状況）での申込受付可否の相談
必要書類：申込者が記入した「(別紙) 家計全体の状況」のコピー
 - (2) 申込受付後、本人から意見書が提出された場合の対応の相談
必要書類：提出された意見書の意見内容部分のみのコピー
(個人情報部分は全て目隠しする)

3 相談申込みの手順

- ① プログラムの申込みを受け、受付判断に迷う場合、または、プログラム申込受付後、本人から意見書が提出され、その後の対応に迷う場合は、所属するホール関連団体に連絡し相談を行う。
- ② 所属団体より助言機関への相談申込みの案内があれば、21世紀会「安心娯楽宣言」ホームページより相談申込書をダウンロードし、記入する。
- ③ 相談内容に応じた以下の書類を準備し、相談申込書と一緒に所属団体に提出する。
 - (1) 「生活支障書類」（家計全体の状況）での申込受付可否の相談
申込者が記入した「(別紙) 家計全体の状況」のコピー（書式は、21世紀会「安心娯楽宣言」ホームページよりダウンロードする。）
 - (2) 申込受付後、本人から意見書が提出された場合の対応の相談
提出された意見書の意見内容部分のみのコピー（個人情報の目隠し）
- ④ 後日、所属団体より店舗宛に回答が行われる。
- ⑤ 一度回答を受けた案件について、再度相談を希望する場合（プログラムの申込受付可否の相談を行い、申込受付後に本人から意見書が提出された場合など）は、「家族申告プログラム（同意書なし）再相談申込書」と必要書類（意見書等）にて再相談申込を行なう。（必要書類の内容は初回と同様）

4 注意点

本助言機関の回答は、あくまでも店舗への助言です。申込受付、または、プログラム運用開始の最終判断は店舗にて行ってください。

以上